

国家戦略特区における 新たな規制改革の提案

- ①航空機部品等の輸出に係る手続きの緩和
- ②先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認
- ③第三者認証を受けた登録衛生検査所等における医療機器プログラムを用いた検査法の保険適用

平成30年2月23日
兵庫県、神戸市

①航空機部品等の輸出に係る手続きの緩和

提案概要

次の場合は、経済産業大臣の輸出許可及び該非判定・取引審査を不要とすること。

①海外製造事業者から輸入した部品の不具合品を、同じ海外製造事業者に戻送する場合

また、次の場合は、作成書類等を一部省略または使い回しできるなど該非判定・取引審査の手続きの簡素化を認めること。

②該非判定・取引審査済みのモジュール(複数の部品を用いて組み立てた品)の構成部品を輸出する場合

③該非判定・取引審査済みの部品と同じ品番の部品を追加で輸出する場合

【現状】

航空機部品等の輸出に際し、安全保障貿易管理の観点から、原則、輸出貿易管理令によるリスト規制の該非判定、取引審査の対象となり、部品1点毎に該非判定等が必要となっている。

海外製造事業者からの輸入部品の不具合品をそのまま返送する場合等についても、該非判定等が必要であり、業務を繁忙にさせている。

【効果】

海外製造事業者とのより円滑な取引が実現し、海外製造事業者との取引拡大等による県内の航空関連産業の事業拡大及び競争力強化を図ることができる。

<輸出に係る審査の流れ>

